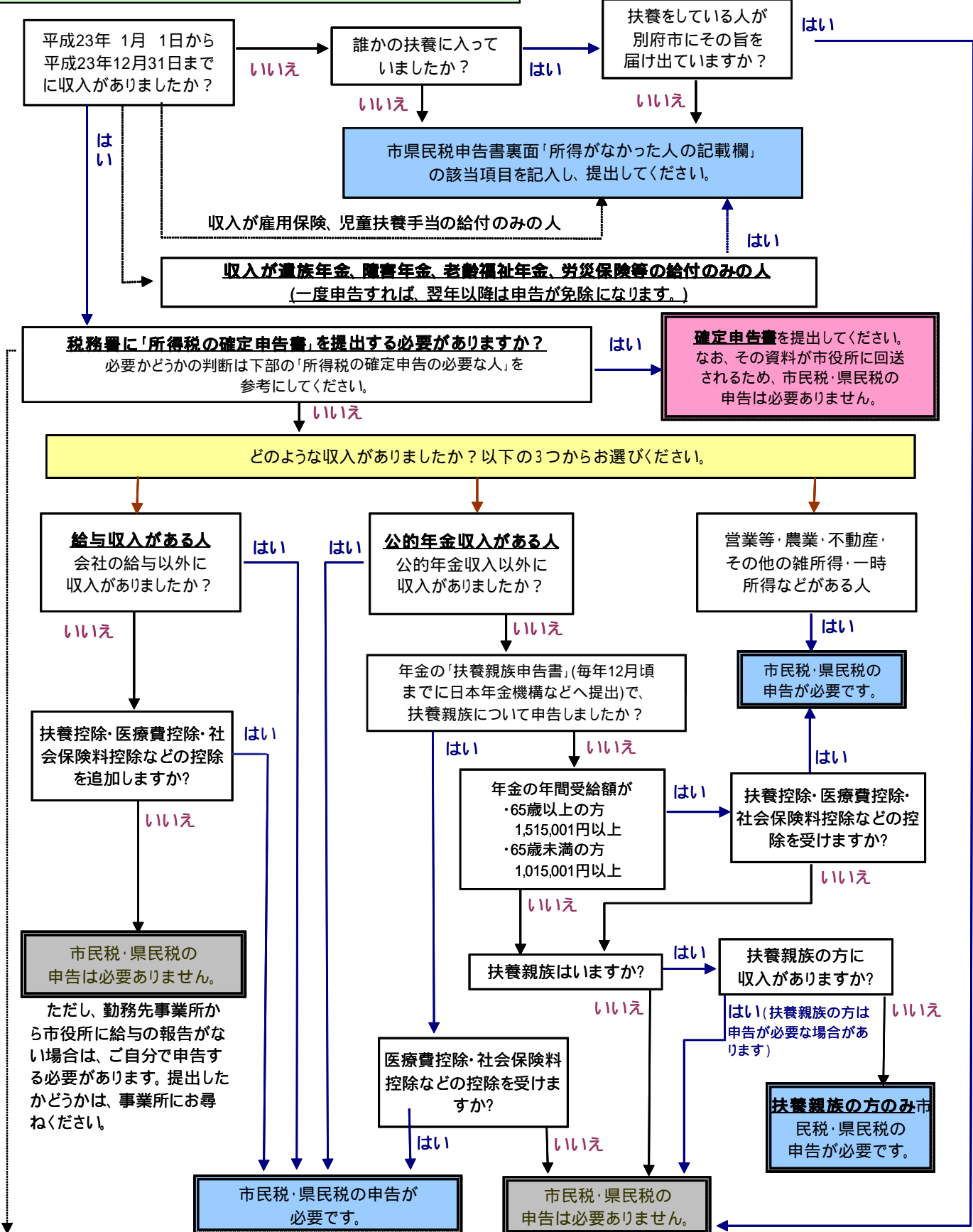


あなたに申告が必要かどうかのフローチャート



所得税の確定申告が必要な人

公的年金等の収入金額の他に20万円を超える所得がある人、年金収入金額が400万円を超える人や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある人（公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は確定申告不要となりましたが、市民税の申告は必要となる場合があります）

年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える人

給与を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計額が20万円を超える人

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合で、還付を受けるための申告をする人

所得税の確定申告についてご不明な点がございましたら、別府税務署へお問い合わせください。

問合先 別府税務署 23-2111(自動音声案内に従い、「2」を選択してください。)

源泉徴収票の源泉徴収税額に記載がないか確認してください。

所得税が還付される場合があります。

市県民税の申告前に、給与、年金、報酬などの源泉徴収票を確認してください。所得税の確定申告をする必要がない場合でも、確定申告をすることで、源泉所得税が還付される場合があります。

- 例1 会社勤めをしていて会社で年末調整は済んでいるが、平成23年中に支払った医療費の自己負担額が高額だったので、領収書を持参して医療費控除を申告する場合。
- 例2 会社を平成23年の途中で退職し、年末調整が済んでいない場合。

平成23年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給与・賞与	1,200,000					20,500					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地産保険料の控除額	
本人	特定	老人	その他	特別	その他						
有											
無											
(適用) 住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		配偶者の合計所得		個人年金保険料の金額		旧長期障害保険料の金額		居住開始年月日	
中途就・退職	受給者生年月日		支払者生年月日		支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)
就職	退職	年	月	日	年	月	日				
*		23	10	31							

退職等で年末調整ができなかった場合、所得税の確定申告(還付申告)を行うことにより、還付が受けられる場合があります。

- 例3 年金受給者で、年金から所得税が源泉徴収されているが、各種控除を追加して計算した所得税額より源泉徴収されていた税額の方が多い場合。

平成23年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所	別府市 上野口町1番15号									
	氏名	別府 一郎									
	生年月日	昭和9年10月13日									
区分	支払金額	源泉徴収税額									
法203条の3第1号適用分	*****	*****									
法203条の3第2号適用分	*****	*****									
法203条の3第3号適用分	2,610,294	26,552									
年金の種類別	本人	控除対象配偶者の有無等									
老齢基礎厚生	特別障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無							
	その他障害者	*		有	無						
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)		社会保険料の金額								
特定	老人	その他	特別	その他	*****69,200		円				
(適用)【社会保険料の内訳】											
				介護保険料額		30,000		円			
				国保保険料(税)額		39,200		円			
支払者											
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号											
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長											

この金額が、各種控除を追加して計算した所得税額よりも高くなっている場合、所得税の確定申告(還付申告)を行うことにより、還付が受けられる場合があります。